

四日市市ネットモニター「市政ごいけんばん」運用規程

令和2年4月1日改正

この規定は、四日市市インターネットアンケートシステム（以下「アンケートシステム」という。）を利用したアンケートの実施について、四日市市（以下「市」という。）とネットモニター（以下「モニター」という。）との関係について定めるものです。

第1条 市は、アンケートシステムにおいて個人情報を扱うため、SSL（Secure Socket Layer）によるコンテンツの暗号化やファイアウォールによる不正パケットの遮断等のセキュリティ対策を施すことにより、高い安全性を確保するものとする。

また、モニターの登録データは、市の委託する民間データセンターのサーバーにて厳重に管理するものとする。

第2条 アンケートの実施にかかるモニターの送受信に関する費用は、モニターが負担するものとする。

第3条 市は、モニターから連続して3回以上回答を受信できなかった場合、モニター登録を抹消できるものとする。

（アンケート締切後に受信した場合で、無回答扱いとした場合を含む。）

第4条 市はアンケートの質問メールが、3回以上連続して、モニターに届かなかった場合は、モニター登録を抹消できるものとする。

第5条 モニターは、メールアドレス、住所その他登録内容に変更があった場合及び退会を希望する場合は、速やかに市へ届け出るものとする。

第6条 市は、年度内の全てのアンケートに回答したモニターに対し、予算の範囲内において、謝礼を行うことができる。

第7条 市は、モニターに対して、市政に関する各種お知らせやイベント情報等をメールその他の方法にて送付する場合がある。

第8条 アンケートの実施に際し、モニター登録者が何らかの損害を受けた場合、システムトラブル等によりアンケート回答が受け付けられない場合及びデータの消失その他の不具合が発生した場合、市は、その責任を一切負わないものとする。